

協議事項No. 2

通勤デマンド型交通実証事業（道路運送法 21 条：実証運行申請）の事業スキーム変更に伴う運行エリア等の変更について

≪協議事項≫

協議内容	<p>通勤デマンド型交通実証事業（道路運送法 21 条：実証運行申請）の事業スキーム変更に伴い、運行エリア等下記の点について協議を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運行系統又は運送の区間 ② 運行日 ③ 乗降地点数 ④ 運賃 ⑤ 車両 						
設定理由	<p>通勤デマンド事業について、運送区間及び運行日等を変更し、道路運送事業法第 21 条のスキームを活用して実証事業を行う。</p>						
検討経緯	<p>≪実証事業≫</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月</td> <td>1 期</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月</td> <td>2 期</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 4 月～</td> <td>3 期</td> </tr> </table> <p>※実証事業の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用（企業）者数の増加に対応できる運行モデルの検討（定時性の確保） ②輸送（機動）力の強化 <p>の必要性を認識。</p> <p>※実運用に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①については、基幹バスとの交通結節点（石狩庁舎前・花川南 5-3）から新港地域へハイエースによるピストン輸送を行うことにより、運送能力の拡大及び機動性・定時性を確保する。 ②については、道路運送事業法 79 条（交通空白地有償旅客運送）の運転資格の要件緩和により人材確保しやすい環境を構築 ③については、普通タクシー車のデマンドタクシー化による対象車両を拡大する。 	令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月	1 期	令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月	2 期	令和 6 年 4 月～	3 期
令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月	1 期						
令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月	2 期						
令和 6 年 4 月～	3 期						

《実証新旧対照表》

	現行 (R6.4.1～R7.3.31)	変更 (R7.4.1～R8.3.31)
適用法令	道路運送法第 21 条	道路運送法第 21 条
運行事業体	石狩市 (三和交通株式会社・ダイコク交通株式会社に業務委託)	石狩市 (三和交通株式会社・ダイコク交通株式会社に業務委託)
運行系統又は運送の区間	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生駅方面ルート 麻生駅⇔石狩湾新港地域 ・手稲駅方面ルート 手稲駅⇔石狩湾新港地域 ・乗継便 市内交通結節点¹⇔石狩新港地域 	<p>市内交通結節点 (花川南 5-3・石狩庁舎前) ⇔石狩新港地域²</p> <p>花川南 5-3 からは新港西エリア (図 1 参照)</p> <p>石狩庁舎前からは新港東エリア</p>
運行日	<p>全日</p> <p>7:00～9:00</p> <p>17:00～19:00</p> <p>朝 2 便・夕方 2 便で対応</p>	<p>土日祝日除く</p> <p>7:00～9:00</p> <p>17:00～19:00</p> <p>各エリア最大朝 8 便・夕方 8 便で対応</p>
乗降地点数	<p>乗降場所は北海道中央バスのバス停を利用する。石狩湾新港地域内で、モニター企業の立地エリアにバス停がない場合は、車両が停車できる場所にバーチャルバスストップ³を設定する。</p>	<p>交通結節点の乗降場所は、ラルズマート花川南店及び石狩市庁舎敷地内のミーティングポイントとする。</p> <p>石狩湾新港地域内については、ユーザー企業の立地エリアにバス停がない場合は、車両が停車できる場所にバーチャルバスストップを設定する。</p>

¹ 石狩市役所、ラルズマート花川南店とする

² 新港中央 1 丁目～新港中央 4 丁目、新港東 1 丁目～新港東 2 丁目、新港東 4 丁目、新港西 1 丁目～新港西 3 丁目、新港南 1 丁目～新港南 3 丁目

³ 構造物や目印を設置しないバーチャルのバス停。乗客、運転手はアプリの地図表示を基に指定された場所で落ち合う。アプリ上に、正確な位置の風景写真を表示する例、簡素な目印を道路沿線に表示する例もある。

運賃	麻生駅方面ルート、手稲駅方面ルート <ul style="list-style-type: none"> ・ 5.0km 以内の移動 400 円 ・ 5.1km～12.0km 600 円 ・ 12.1km 以上の移動 800 円 乗継便 300 円	一律 200 円 (小学生以下 100 円)
車両	リース車 (小型バス・ワゴン車)	リース車 (ワゴン車)

【図1】

